

平成20年度 造林事業補助金交付申請書

(流域育成林整備事業 分)

平成 20 / 年 2 月 19 日

愛媛県知事 加戸守行 様

住 所 愛媛県喜多郡内子町五百木186番地の2

申請者 内子町森林組合

氏 名 代表理事組合長 岡田志朗

別紙内訳書のとおり造林事業を終了しましたので、補助金を交付されるよう愛媛県造林事業補助金交付規程(昭和62年11月愛媛県告示第1383号)に基づき関係書類を添えて申請します。

様式1号(第6条 様式第7号関係)

(事業区分 育成単層林整備 )  
 (事業の種類 保育(植栽型) )  
 (事業細目 除間伐 )

造 林 内 訳 書

申請番号	施行地			事業主体 委任	作業者 従事者	事業内容	前況 区分	査定 区分	樹種 (路線名)	面積 (材積) (被害率) (延長) ha m <sup>3</sup> (%)(m)	植栽 本数 (林齡)本 (年)	事業完了 年月日	森林の 種類	経営 規模	森林の 所有 形態	その他	備考
	市町	大字 字	地番														
0007-01 ✓	内子町	袋口	3661 /	上岡 孝光	森林所有者(個人)	間伐 I 30	なし	施計	ヒノキ /	0.18	25	平成21年1月31日	普	100上	個	2007-422-004	資5%
0008-01 ✓	内子町	袋口	4186 /	上岡 孝光	森林所有者(個人)	間伐 I 30	なし	施計	スギ ヒノキ /	0.18	24	平成21年1月31日	普	100上	個	2007-422-004	資5%
0009-01 ✓	内子町	石畳	4022 /	上岡 利子	森林所有者(個人)	間伐 II 30	なし	施計	ヒノキ /	0.38	30	平成21年1月31日	普	20上	個	2007-422-004	資5%
0010-01 ✓	内子町	寺村	2745 /	久保宮 保芳	森林所有者(個人)	除伐	なし	施計	スギ ヒノキ /	0.67	15	平成21年1月31日	普	20上	個	2005-422-001	資5%
合計										1.36							

9-1 11 袋口 4022

様式1号(第6条 様式第7号関係)

(事業区分 機能増進保育 )  
 (事業の種類 抜き伐り等 )  
 (事業細目 抜き伐り )

造 林 内 訳 書

申請番号	施 行 地			事業主体 〔委任〕	作 業 従 事 者	事 業 内 容	前 況 区 分	査 定 区 分	樹 種 (路線名)	面積 (材積) (被害率) (延長) ha m <sup>3</sup> (%)(m)	植 栽 本 数 ( 林 本 齡 )本 ( 年 )	事 業 完 了 年 月 日	森 林 の 種 類	経 営 規 模	森 林 の 有 態 所 形	そ の 他	備 考
	市町	大字 字	地番														
0018-01	内子町	寺村	2752	久保宮 保芳	森林所有者(個人)	機II-II	なし	施計	ヒノキ	0.80	47	平成21年1月31日	普	20上	個	2005-422-001	資5%
0019-01	内子町	北表	47632-1	清水 善二郎	森林所有者(個人)	機I撥130	なし	施計	ヒノキ	1.08	40	平成21年1月31日	普	50上	個	2007-422-006	資5%
合計										1.88							

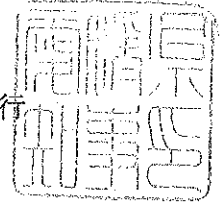
愛媛県指令 20 森第 415-6 号

喜多郡内子町五百木186番地の2  
内子町森林組合

平成21年2月19日付けで申請のあった平成20年度造林補助事業（流域育成林整備事業分）に対し、愛媛県造林事業補助金交付規程（昭和62年11月17日愛媛県告示第1383号）により、平成20年度において補助金1,278,676円を交付する。ただし、下記事項を守ることが条件とする。

平成21年 3月31日

愛媛県知事 加戸 守行



記

- 1 補助金の交付を受けたものは、補助金の交付を受けた事業（以下「造林補助事業」という。）の収支を明らかにした書類を整備し、当該補助金を受けた年度経過後5年間保存しなければならない。
- 2 補助金の交付を受けたものは、造林補助事業の施行地が、苗木の植栽に係るものにあつては保険期間10年以上、除間伐（作業道等の開設事業を除き、機能増進保育の抜き伐（ぎ）り等を含む。）に係るものにあつては保険期間3年以上の森林保険に加入するとともに、その保育管理（育成複層林整備にあつては、育成複層林としての維持管理）に努めなければならない。
- 3 補助金の交付を受けたものは、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ知事に造林補助事業施行地の転用等届出書によりその旨を届け出なければならない。
  - (1) 造林補助事業の完了年度の翌年度から起算して、5年以内に当該造林補助事業の施行地の森林以外の用途への転用（造林補助事業の施行地を売り渡し、若しくは譲渡し、又は賃借権、地上権等の設定をさせた後、当該造林補助事業の施行地の森林以外の用途への転用を含む。次号において同じ。）をしようとするとき又は造林補助事業の施行地上の立木竹の全面伐採除去をしようとするとき。
  - (2) 作業道等に係る市町村森林整備事業計画若しくは造林の計画期間内に当該造林補助事業で開設し、又は改良した育成単層林作業道（育成単層林を造成し、又は整備するため、長期間継続して使用される作業道をいう。）、育成複層林作業道（育成複層林を造成し、又は整備するため、長期間継続して使用される作業道をいう。）、機能増進保育作業道（長伐期施業を行う林分を造成し、又は整備するため、長期間継続して使用されるものをいう。）、団地間伐作業道（団地間伐において長期間継続して使用されるものをいう。）、長期育成循環作業道（長期育成循環整備の実施のため、長期間継続して使用されるものをいう。）、絆の森作業道（絆の森整備事業において長期間継続して使用される作業道をいう。）、衛生伐作業道（松林を健全に育成し、又は保全するため、長期間継続して使用される作業道をいう。）及び特定林地改良作業道（特定林地改良を実施するため、長期間継続して使用される作業道をいう。）（以下「育成単層林作業道等」という。）及び森林施業計画に基づき必要な施業を行う場合に限り、施業の実施時期にかかわらず一括して整備された作業道等の全部又は一部の転用若しくは用途変更又は補助目的を達成することが困難となる行為をしようとするとき。
  - (3) 造林補助事業の完了年度の翌年度から起算して5年以内に当該造林補助事業で開設し

平成20年度第03期

補助金交付指令内訳書

申請者	事業名	事業区分	事業の種類	事業細目
内子町森林組合	流域育成林整備事業	育成単層林整備	保育(植栽型)	除間伐

申請番号	枝番	氏名		同姓同名	林小班			樹種 苗木本数・林齢	(処理材積) 査定面積 (作業路延長)	補助金
		施行地			林班	小班	枝番			
0007	01	個人(上岡 孝光)		/	014	058	00	ヒノキ	0.18	11,554
		内子町 袋口 3661						25		
0008	01	個人(上岡 孝光)		/	014	256	00	スギ・ヒノキ	0.13	8,344
		内子町 袋口 4186						24		
0009	01	個人(上岡 利子)		/	015	170	00	ヒノキ	0.38	27,183
		内子町 石畳 袋口 4022						30		
0010	01	個人(久保宮 保芳)		/	372	101	00	スギ・ヒノキ	0.67	30,069
		内子町 寺村 2745						15		

1.36

27,150

平成20年度第03期

補助金交付指令内訳書

申請者	事業名	事業区分	事業の種類	事業細目
内子町森林組合	流域育成林整備事業	機能増進保育	抜き伐り等	抜き伐り

申請番号	枝番	氏名		同姓同名	林小班			樹種	(処理材積) 査定面積 (作業路延長)	補助金
		施行地			林班	小班	枝番			
0018	01	個人(久保宮 保芳)		/	372	108	00	ヒノキ	0.80	226,032
		内子町 寺村 2752						47		
0019	01	個人(清水 善二郎)		/	246	074	00	ヒノキ	1.08	262,621
		内子町 北表 オツ632-1						40		

1.88 488,653  
計 3.24 565,803